

- 警察庁及び国土交通省では、バスの有する社会的意義が最大限に発揮されたまちづくりを目指す市町村及び関係者の取組を支援する「オムニバスタウン構想」を推進。障害のある人等移動制約者に配慮したノンステップバス、リフト付きバス等の導入の促進やバス停の整備等バスの利便性向上を推進。平成22年度末現在14都市をオムニバスタウンに指定。
- 観光庁では、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光について、全国における取組内容の調査を行うとともに、今後の普及・促進を考えるうえで必要な情報発信のあり方や相互連携について検討を行った。
- 警察では、聴覚障害者標識に関する広報啓発を行うとともに、聴覚障害のある人が安全に運転できるよう、関係団体と連携し、免許取得時の教習等の充実や周囲の運転者が配慮すべき事項についての安全教育に努めているところ。
- 平成22年12月、盲導犬使用者にかかる負担の軽減及び利便性の向上を図るため、「道路交通法施行規則」の一部を改正し、現行のハーネス（胴輪）の取手部に、盲導犬使用者の身体機能や使用状況に応じて、長さの調整等ができる機能も含めた「把持する部分」を取り付けることができることとした。
- 平成21年度には、全国13箇所における市町村担当者との意見交換会等を通じて避難支援プランの全体計画の策定など災害時要援護者対策についての市町村の取組を促進するとともに、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を開催し、全国における先進的な取組を集めた事例集の作成を通じて、市町村の更なる取組を推進。
- 平成22年度は、障害者の火災に対する安全性が効果的に確保されるよう、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた消防用設備・機器等の開発・普及等を推進するため、「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等に関する検討会」を開催し、音に加えて、光や振動等の多様な手段による火災警報を導入・普及するための方策等について検討、取りまとめを行ったところ。

(東日本大震災への障害のある人たちへの主な支援)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災地、被災者に対

して講じられている施策のうち、障害のある人への支援の一環として実施されているものとして、主に次のような施策がある。

- 厚生労働省は、障害のある人や障害福祉サービスの提供を行う事業者に対し、以下のような利用者負担の減免や障害福祉サービスに係る措置を弾力的に行うよう通知等を行ったところ。

① **利用者への対応について**

- ・震災後に利用者の受けている支給決定の有効期間が切れていたとしても、障害福祉サービスを提供できること。また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律により、支給決定の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までに切れる場合は、これを延長すること。
- ・利用者が受給者証を持っていなくても、障害福祉サービスを提供できること。
- ・震災等により利用者負担の支払が困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができること。また、補装具費の取扱いについても同様の取扱いとすること。

② **障害福祉サービスの提供について**

- ・被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととすること。
- ・やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでの障害福祉サービスとして報酬の対象とすること。
- ・避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象とすること。
- ・利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて障害福祉サービスを提供した場合も報酬の対象とすること。

③ **介護職員等の派遣、避難者の受入等**

- ・各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができること。
- ・被災等により利用者を避難させたい場合には、国や県などの調整を受けて、受入施設を確保することができること。

④ 被災地における障害福祉サービス等の再開支援について

- ・ 震災を受け被災した障害者支援施設等の復旧事業や事業再開に要する経費に関する国庫補助事業を実施し、復旧支援を行った。
- ・ 甚大な被害を受けた被災地の障害福祉サービス事業所が復興期においても安定したサービス提供を行うことができるよう、被災県ごとに支援拠点を設置し、
 - ア 障害者就労支援事業所による流通経路の再建や販路確保・拡大等の支援
 - イ 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行支援
 - ウ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス提供等のための助言・指導
 - エ 居宅介護事業所等の事業再開に向けた整備の補助などに取り組むための予算措置を行った。

- また、心のケアについては、災害救助法に基づき、精神科医、看護師、精神保健福祉士等4、5人程度で構成される「心のケアチーム」が、市町村の保健師と連携を取りながら避難所の巡回等を行った。

被災者の生活の場が仮設住宅や自宅に移る中で、PTSDの症状が長期化したり、うつ病や不安障害の方が増加したりすることが考えられることから、平成23年度第3次補正予算により、岩手、宮城、福島各県に「心のケアセンター」を設置し、長期継続的に心のケアを行う看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が、心のケアの必要な方の仮設住宅や自宅への訪問支援等を実施。

- 一方、就労支援としては、平成23年3月末にハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者全般に対する職業相談等を実施。また、これに加え、同年4月から地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の障害者の雇用継続に関する相談業務を実施。

- 文部科学省では、障害のある幼児児童生徒も含め、児童生徒等の教育機会確保のため、各都道府県教育委員会等に対し、被災児童生徒等の学校への受入れ、就学援助等を弾力的に取り扱うよう要請するとともに、義務教育諸学校における教科書の無償給与の弾力的な取扱いについて周知。

- さらに、平成23年度第1次補正予算において、震災により就学等困難となった特別支援学校及び特別支援学級等の幼児児童生徒に対し就学支援を行うための経費や、障害のある幼児児童生徒も含め、被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費に加え、平成23年度第3次補正予算において、特別支援学校における学習活動の充実を図る外部専門家の活用のための経費を措置したところであり、障害のある幼児児童生徒の就学支援の確保を図っているところ。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、ホームページに掲載 (<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>) するとともに、関係機関に配布。
- 文部科学省及び厚生労働省では、被災した障害のある子どもの状況把握及び支援、教育委員会、学校等が支援を必要とする子どもを把握した場合に保護者の意向を確認した上で市町村障害児福祉主管課に連絡するなどの教育と福祉との連携、障害児支援に関する相談窓口等の周知について、各都道府県教育委員会、障害児福祉主管課等に対し要請。
- 内閣府では、障害者施策ホームページにおいて、障害のある人への情報提供ページへのリンクが容易になるように東日本大震災関連情報のコーナーを設けているところ。

2 障害のある人の情報・コミュニケーションを確保するための施策

障害のある人の情報通信技術の利用機会の格差是正を図るため、障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進するとともに、アクセシビリティ指針の策定、JIS及び国際標準化の推進を通じて、これらシステムの普及を図り、また、ホームページ等のバリアフリー化を推進している。

テレワークの推進、情報ネットワークの整備、字幕付きビデオの作成等による情報提供体制の整備や字幕放送等の推進を通じて、障害のある人への情報提供の充実を図るとともに、手話、点訳等による支援やコミュニケーション支援絵記号の規格化等によるコミュニケーション支援体制の充実を推進。